

事 務 連 絡
平成29年7月27日

関係団体担当係長 様

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課
事業指定グループ主査（介護）

災害により被災した要介護高齢者等の対応について
このことについて、別紙のとおり厚生労働省から通知がありましたのでお知らせします。

担当 北原
TEL 011-204-5935（直通）
FAX 011-232-1097
MAIL kitahara.jun@pref.hokkaido.lg.jp

事 務 連 絡
平成 29 年 7 月 6 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、平成 29 年 7 月 5 日から大雨による災害により、福岡県、大分県の一部地域において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたため、別添とおり、両県担当部宛に事務連絡を発出させていただきましたので、各都道府県におかれては、当該事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、関係者等への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 29 年 7 月 6 日

福岡県保健医療介護部 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
企画法令係

災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、平成 29 年 7 月 5 日からの大雨による災害により、貴管内の一部地域において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたため、別添の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、同内容について、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 29 年 7 月 6 日

大分県福祉保健部 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
企画法令係

災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、平成 29 年 7 月 5 日からの大雨による災害により、貴管内の一部地域において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたため、別添の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、同内容について、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

(改正後全文)

事 務 連 絡
平成 25 年 5 月 7 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、災害により被災した世帯の要介護高齢者等については、保険者において適切に御対応いただいているところですが、下記内容について改めて御了知いただくとともに、災害の発生により貴管内の市町村が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた場合等にあつては、同内容について関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 保険者である市町村においては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等に協力を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願いいたします。
- 2 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願いいたします。
- 3 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス、通所介護及び通所リハビリテーション等については、災害等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所定単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、通所介護費等の算定方法にかかわらず所定の介護サービス費の対象とします。また、特定施設入居者生活介護についても同様と致します。なお、被災のため職員の確保が困難な場合においても、同様に所定単位数の減算は行わないこととします。

4 被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第50条または第60条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免できます。

また、被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、法第142条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができます。

なお、市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額（特別調整交付金の算定基準に該当するもの）が一定以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付金を交付することとなります。